

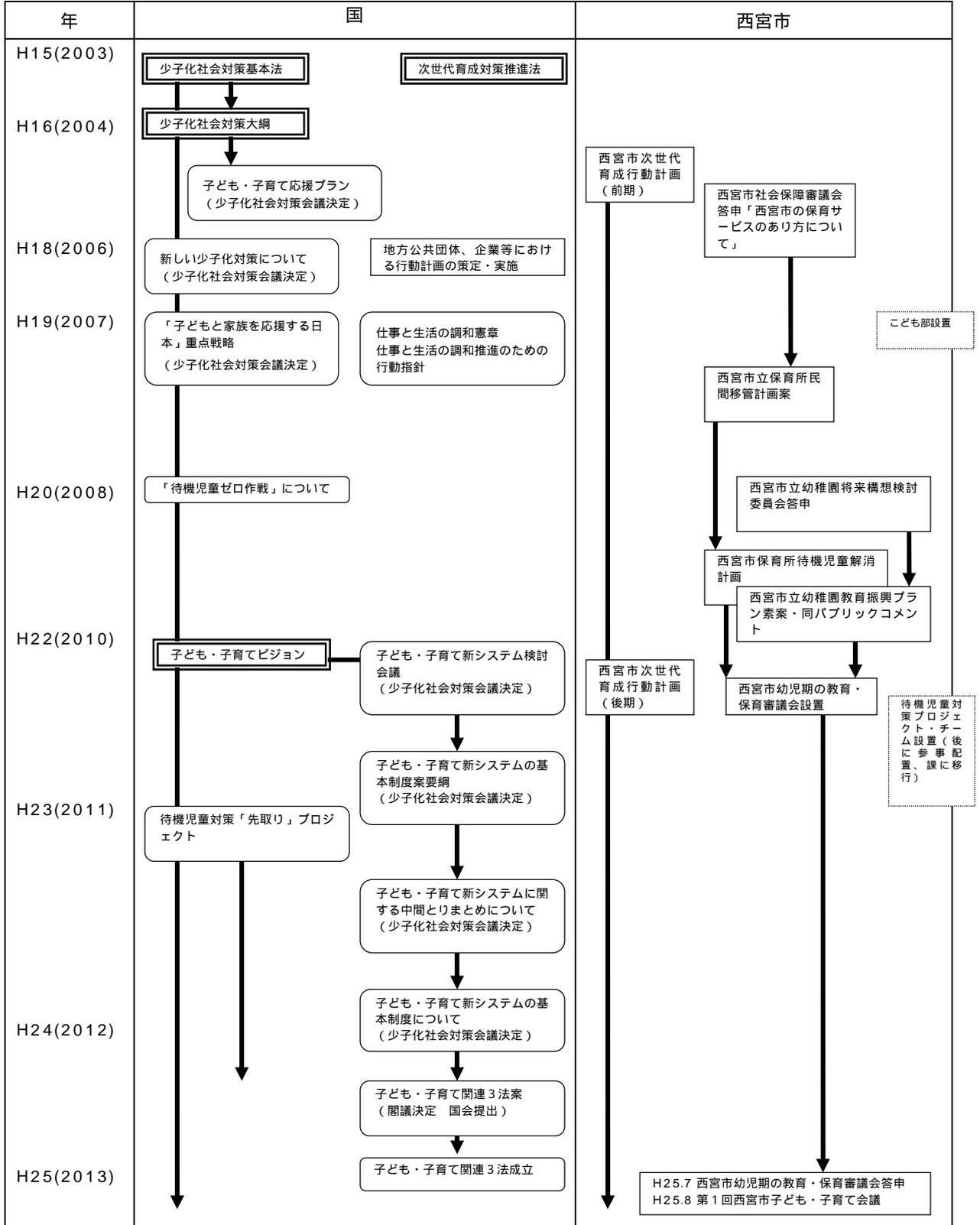
平成25年度 第1回 西宮市子ども・子育て会議

【参考資料集】

(参考資料1～4)

子ども・子育て新制度について

1 近年の国と西宮市の動き



2 子ども・子育て関連3法（主に国の第1回子ども・子育て会議資料より）

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする
- 地域型保育給付
 - ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 - ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応
- 児童手当

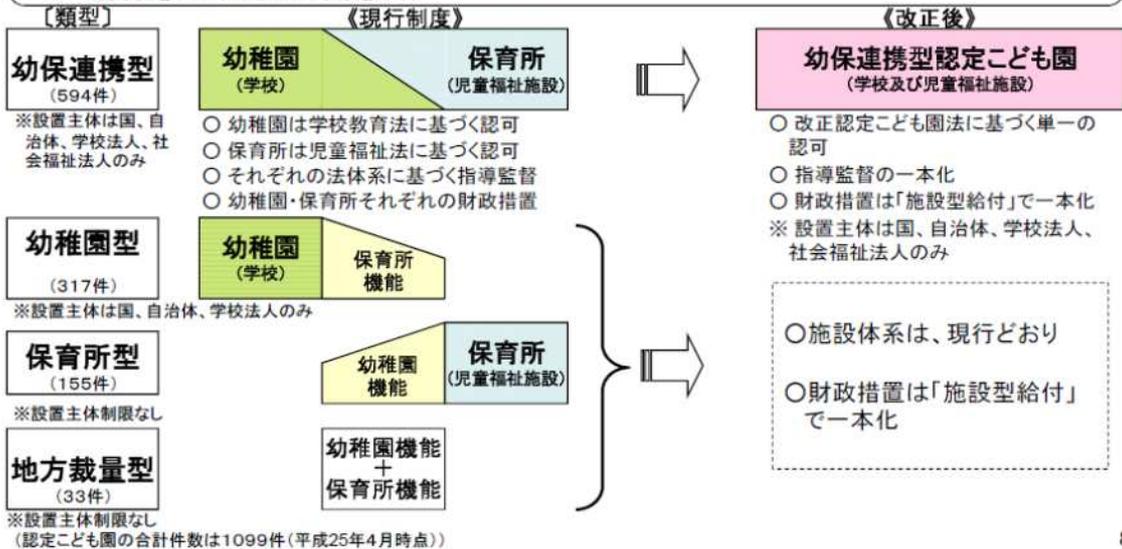
地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
 - ※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題

認定こども園法の改正について

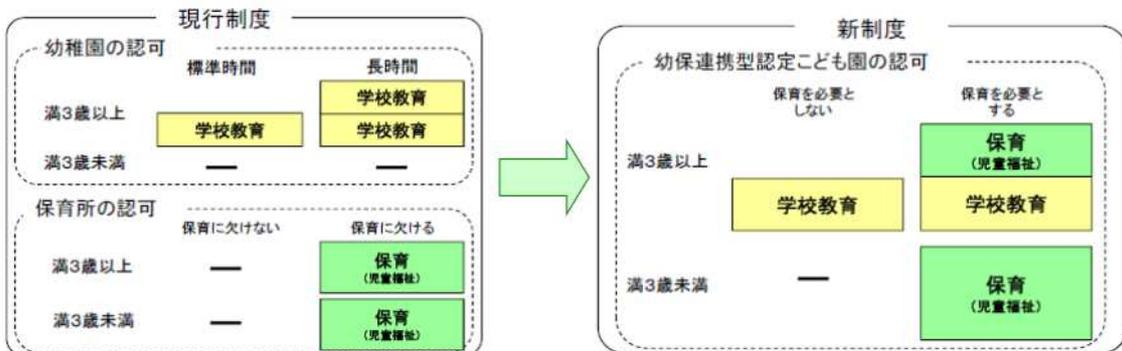
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一体化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



8

新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

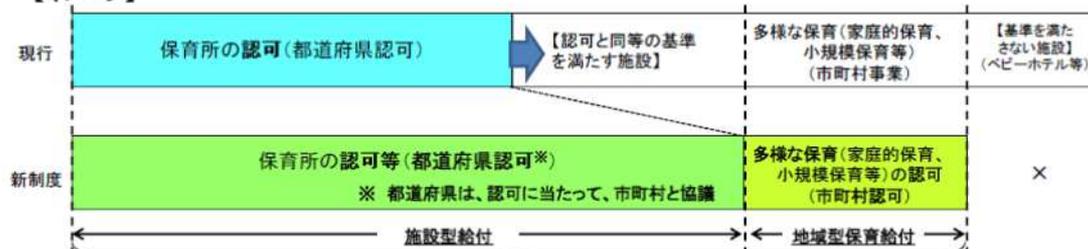
＜現行制度＞		＜新制度＞	
	現行の幼保連携型認定こども園		新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法		認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)		都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し		立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準		幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)		施設型給付(市町村)が基本
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)		市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的望望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

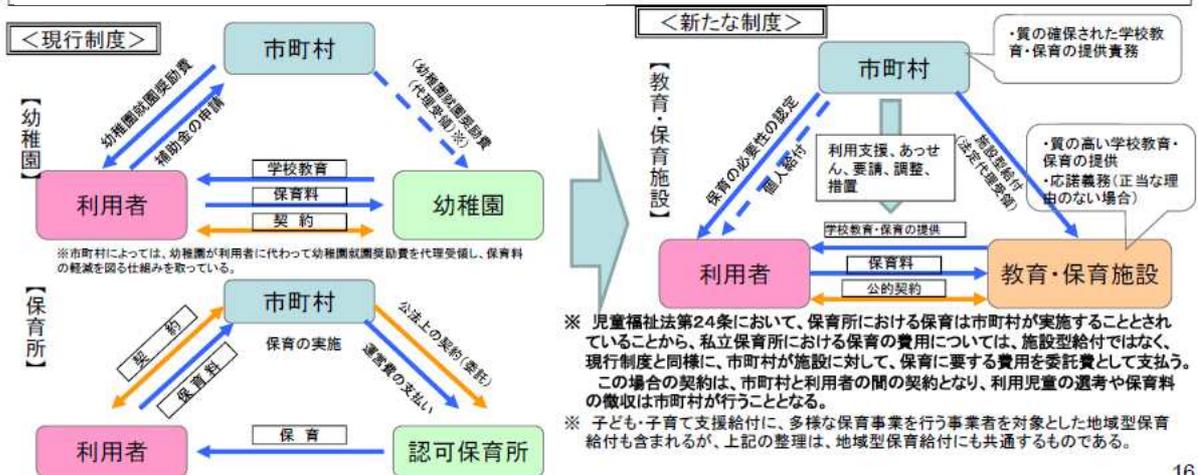
- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

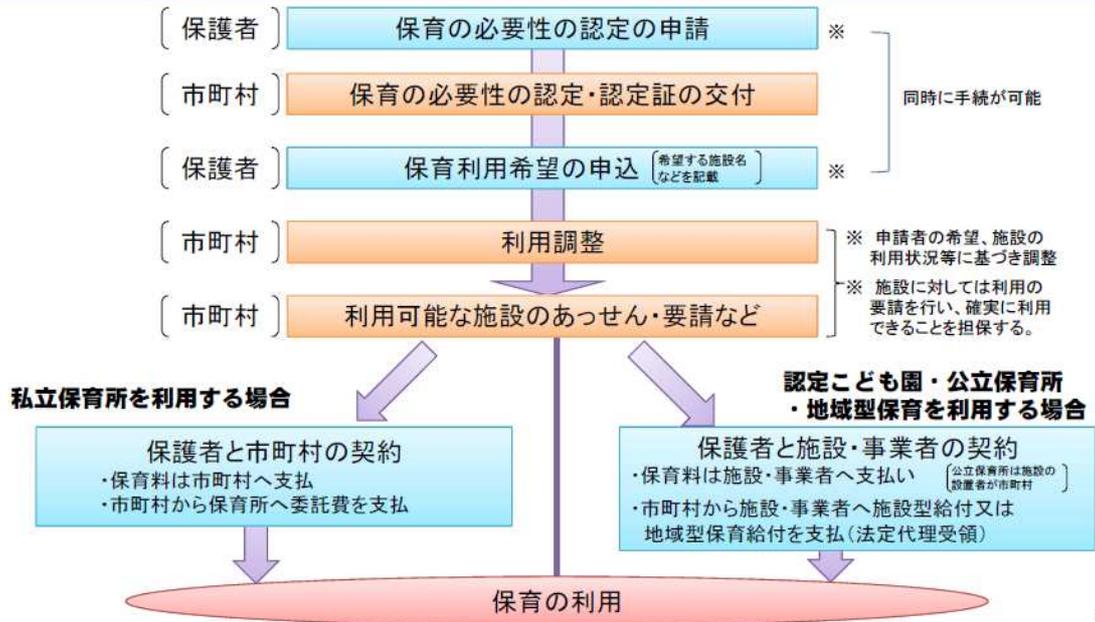
本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。



◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



17

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

- 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
 - 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
 - 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- } 保育を必要とする子ども

- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」: 長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
- また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

国の第5回子ども・子育て会議資料より

2. 保育の必要性の認定に係る論点について

1. 「事由」について

国の第5回子ども・子育て会議資料より

(1) 現状等

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定。以下「基本制度」という。)」においては、以下の点について検討が必要とされている。

現行の「保育に欠ける」要件	新制度の検討に当たっての論点
<p>児童福祉法施行令(昭和23年政令74号) 第二十七条 法24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>一 昼間労働することを常態としていること。(就労)</p> <p>二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(妊娠、出産)</p> <p>三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。(保護者の疾病、障害)</p> <p>四 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。(災害復旧)</p> <p>六 前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>就労形態の多様化等に伴い、要件を外す、必要度を低くするなどの対応をとることにするか。</p> <p>フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)することにするか。</p> <p>これらの事由については、基本的に現行制度と同様とするか。</p> <p>求職活動など、通知により解釈を提示している事由の取扱い、市町村ごとの運用にバラツキが見られる事由などについて、どのように取り扱うことにするか。</p>

2. 「区分」、「保育必要量」について

(1) 概要

- 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- 新制度における2号認定・3号認定については、「長時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることになる。
※ 1号認定に関しては特段区分は設けない。

(2) 論点

- ① 「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- ② 「短時間」の下限(=保育の必要性の認定に当たって、例えば、上記1の事由「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか)をどのように設定するか。
- ③ 現行制度との関係をどう整理していくか。

国の第5回子ども・子育て会議資料より

地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇ 家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

本制度における利用者負担について

本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

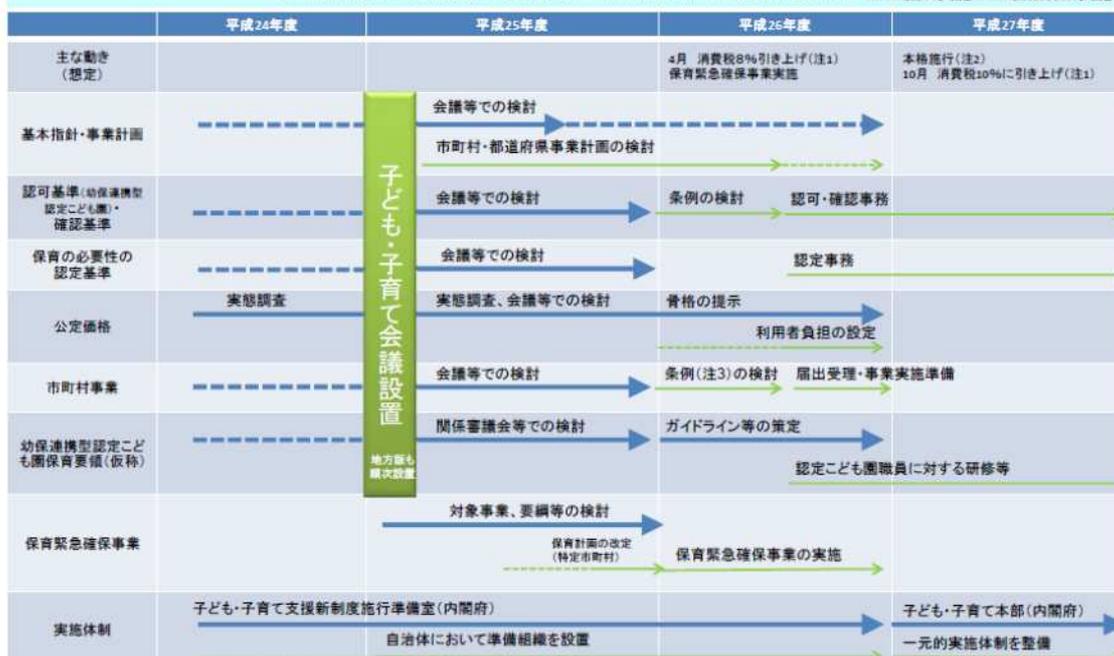
- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・ 利用者支援
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



(注1) 消費税の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税引き上げ時期を踏まえて検討。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

以下国の第5回子ども・子育て会議資料より

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。

ー地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

※認定の区分

ー3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ

ー3-5歳、保育の必要性あり

ー0-2歳、保育の必要性あり

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

・保育の必要性がある子どもについて、「長時間」と「短時間」は分けない。

ー地域の実情等に応じて、区分することも可能。

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

○待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

○量の見込みの設定に関して社会的流入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・ 教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。
 ※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(イメージ)

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)		80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)		20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

- ・ 「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。
 →他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能)

* 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

- ※1 認定こども園、幼稚園、保育所
- ※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

[以下の事項について記載することを想定]

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
 - ・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
 - ※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など
- 放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。
 - 「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。
- 地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0
放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

[以下の事項について記載することを想定]

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。

○0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等

- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

— 仕事と子育ての両立のための基盤整備

※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載。

(参考)

子ども・子育て支援新制度により、利用者に生じる違いなど

Q 入所・入園などの手続きはどう変わるの？

- ・ 認定こども園、幼稚園への入園や保育所への入所など幼児期の学校教育・保育を受けることを希望される場合は、西宮市に申請して「保育の必要性*」の認定を受けていただき、西宮市からは、認定結果に応じた「認定証」を交付します。
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育（保育ルーム）などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業を西宮市と相談いただいたりしながらご利用いただきます。
- ・ 保護者は、認定に応じ、希望する施設を選択します。このとき「正当な理由」がある場合を除き（「定員を上回る」は正当な理由）施設は応諾義務があります。保育が必要な方の施設や事業の利用申込みについては、西宮市が必要に応じて、利用調整やあっせんなどを行います。

* これまでは「保育に欠ける（保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態など）」ことが保育所に入れる条件でしたが、新制度では、保護者の申請に基づいて、客観的な基準をもとに保育の必要性の有無や必要量を西宮市が認定します。

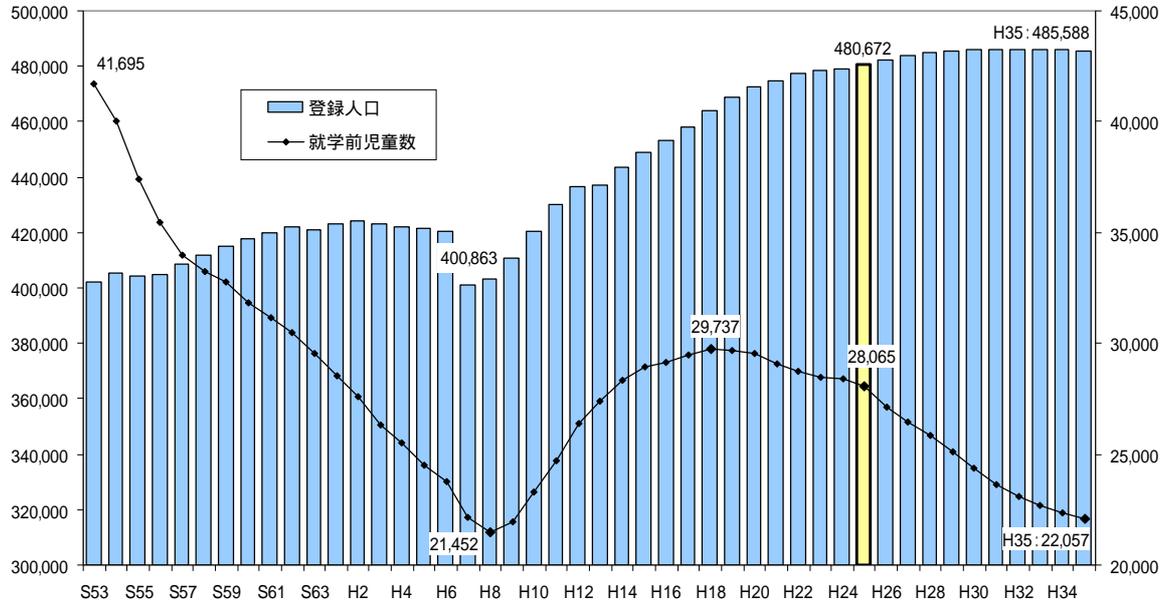
Q 「保育所」や「幼稚園」はどうなるの？

- ・ 既存の「幼稚園」も「保育所」も、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営され続ける場合もあれば、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」へ移行する場合もあります。
- ・ 幼稚園や保育所から「認定こども園」への移行は任意とされていますが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という新制度の目的を達成するために、国では、「認定こども園制度」の中で、特に「幼保連携型認定こども園」の整備を促進することとしています。

西宮市の人口動向等

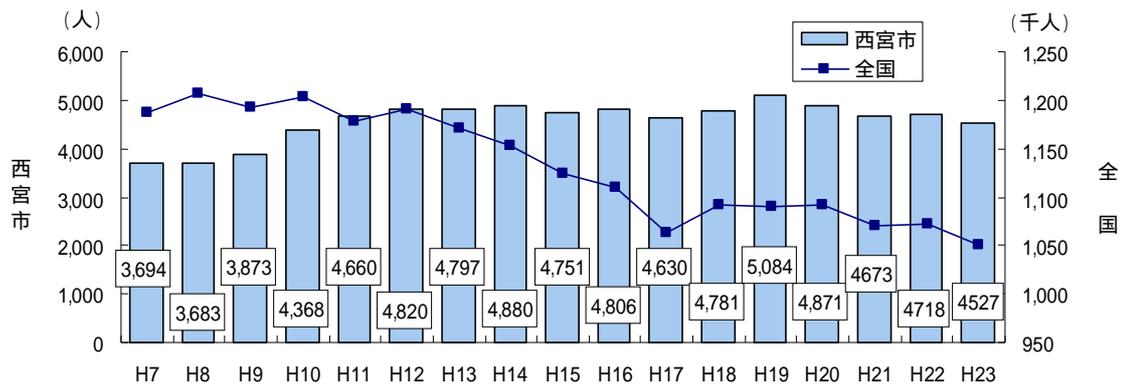
1 人口の動向

(1) 人口の推移と将来予測（西宮市）



(2) 出生の動向

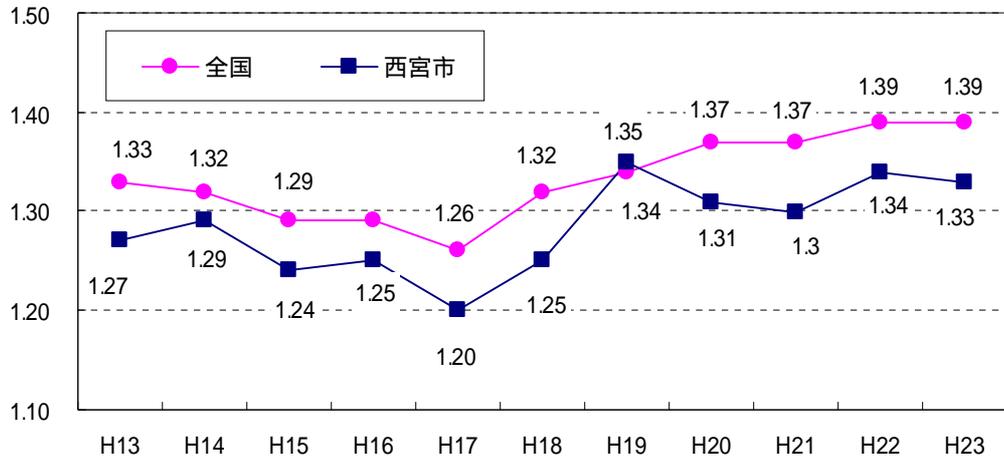
ア 出生数の推移（西宮市・全国）



(資料：人口動態統計)

イ 合計特殊出生率の推移（西宮市・全国）

（合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供数に相当する。）

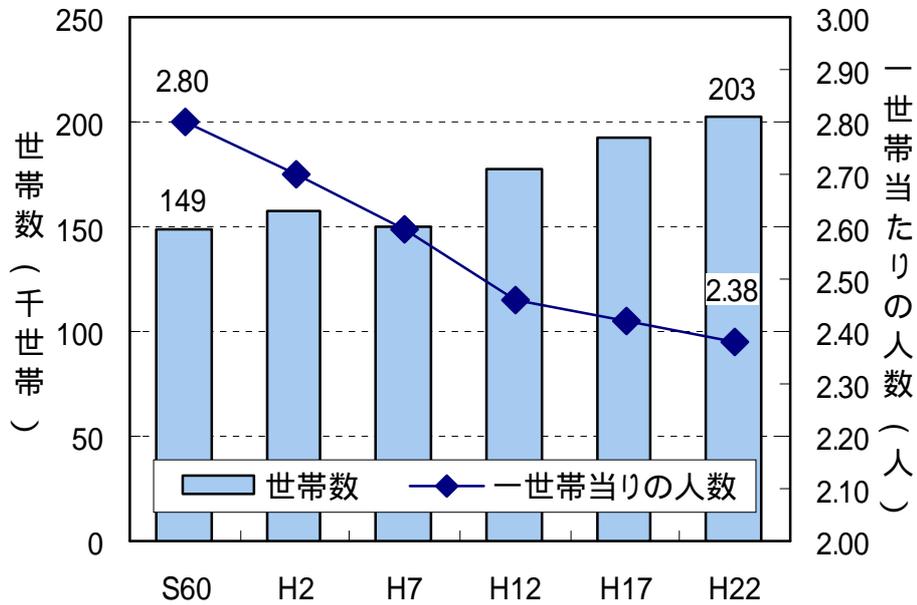


（資料：人口動態統計）

2 世帯や就労の状況

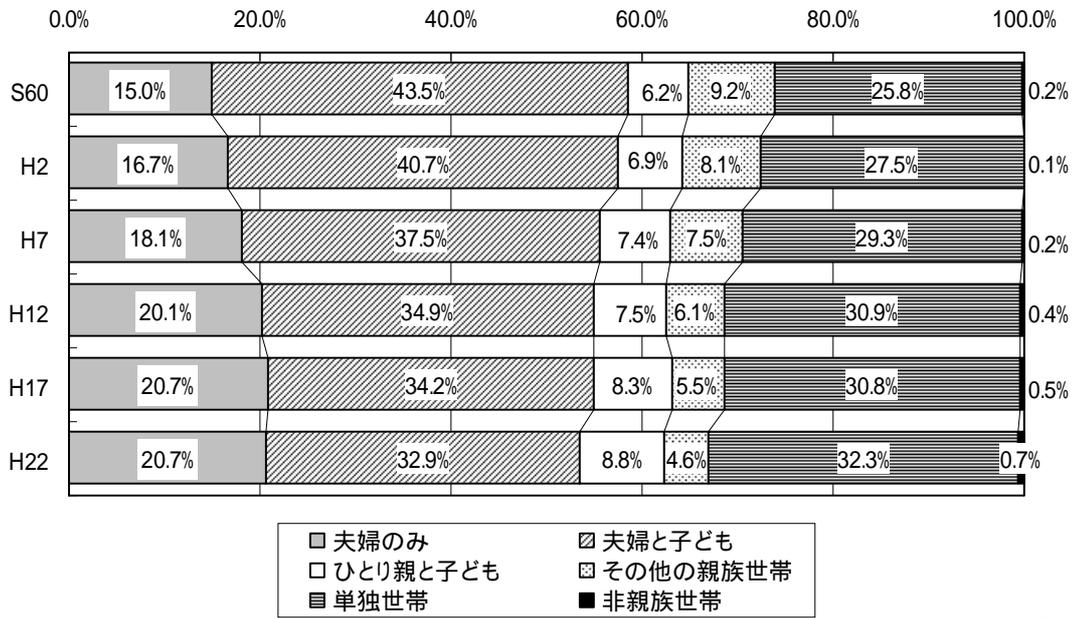
(1) 世帯の動向

ア 世帯数と一世帯あたりの人数（西宮市）



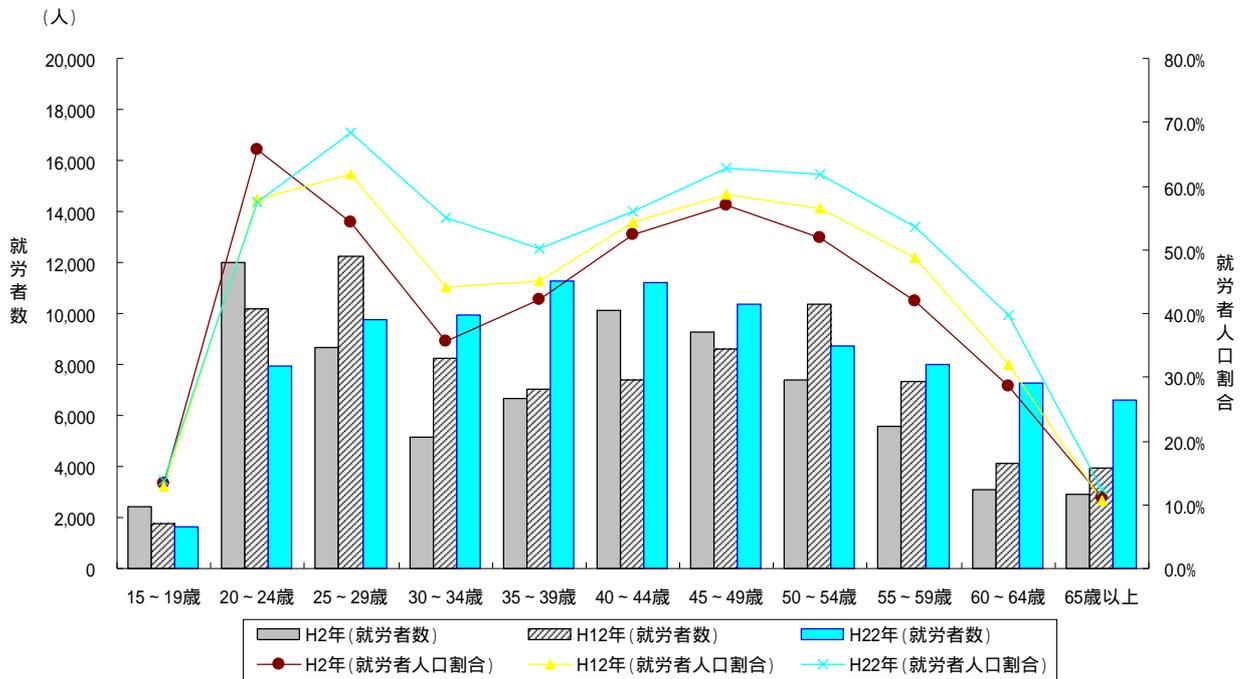
（資料：国勢調査）

イ 世帯の家族類型別割合（西宮市）



（資料：国勢調査）

(2) 女性の年齢別就労状況（西宮市）



（資料：国勢調査）

西宮市の幼稚園、保育所等の現状

1 幼稚園と保育所

(1) 保育所と幼稚園（現行法による）

	幼稚園	保育所
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
施設の区分	学校	児童福祉施設
目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（学教法第 22 条）	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する（児福祉法第 39 条第 1 項）
対象	満 3 歳～小学校就学前の幼児	0 歳～就学前の保育に欠ける児童（ただし、保育に欠ける 18 歳未満の児童を保育所で預かることもできる）
開設日数	39 週以上（春夏冬休みあり）	規定なし（約 300 日<月～土>）
時間	4 時間を標準 預かり保育を実施	8 時間を原則 延長保育を実施
内容	幼稚園教育要領 保育＝教育 生活の場は家庭	保育所保育指針 保育＝養護＋教育 保育所は生活の場
設置主体	地方公共団体、学校法人（特例あり）	制限なし
設置認可権者	公立（届出）：県教委 私立（認可）：県知事	公立： - 私立（認可）：県知事（大都市特例：政令市・中核市長）
入園等手続き	保護者と施設との直接契約	保護者は市町村に申込み、市町村は入所決定を行う。
保育料	施設が保育料を設定、徴収（所得に応じて就園奨励費を助成）	市町村が保育料を設定、徴収（所得に応じた負担）
運営費	公立 一般財源（交付税措置） 私立 私立学校助成費補助金等（国、県、市）	公立 一般財源（交付税措置） 私立 保育所運営費負担金（国：1/2、中核市：1/2）
施設整備費	公立 学校施設環境改善交付金 私立 私立学校施設整備費補助金	公立 一般財源 私立 安心子ども基金
職員配置基準	1 学級の幼児数は、35 人以下を原則とする（幼稚園設置基準）	0 歳児 概ね 3：1 満 1・2 歳児 " 6：1 満 3 歳児 " 20：1 満 4 歳児以上 " 20：1 国基準では、30：1
職員資格	幼稚園教諭（普通免許状）	保育士（国家資格）
施設基準	保育室・遊戯室（兼用可） 職員室・保健室（兼用可） 便所 手洗用設備・足洗用設備 飲料水用設備	保育室又は遊戯室（満 2 歳以上児） 乳児室又はほふく室（満 2 歳未満児） 便所 調理室 医務室（満 2 歳未満児）

	幼稚園	保育所
施設基準つき	運動場（同一敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする） 園舎 1 学級 180 m ² 2 学級 320 m ² 3 学級以上 320 m ² + 1 学級につき 100 m ² 保育室（遊戯室） -	屋外遊戯場（満 2 歳以上児） 国基準では、付近にある公園等代替可 園舎 - 保育室（遊戯室） 1.98 m ² /満 2 歳以上児 1 人 乳児室及びほふく室 3.30 m ² /満 2 歳未満児 1 人 国基準では、 乳児室 1.65 m ² /満 2 歳未満児 1 人 ほふく室 3.30 m ² /満 2 歳未満児 1 人
	運動場 1 学級 330 m ² 2 学級 360 m ² 3 学級 400 m ² 4 学級以上 400 m ² + 1 学級につき 80 m ²	屋外遊戯場 3.30 m ² /満 2 歳以上児 1 人 （3 学級(105 人相当)の場合 346.5 m ²)
給食	任意 外部搬入や弁当持参可	必須 原則自園調理（ただし 3 歳以上児については条件付で外部搬入可） 調理業務の委託は可

(2) 市内幼稚園一覧 (平成25年5月1日現在)

	幼稚園	定員	園児数	充足率	敷地面積	園庭面積	延床面積	保育時間	預かり保育	
			H25.5.1	H25.5.1	(㎡)	(㎡)	(㎡)		有無	終了時間
公立	1 浜脇	350	76	22%	2,212	964	973	月・水 8:40～ 11:50 火・木・金 8:40～ 14:00	×	
	2 用海	70	64	91%	1,500	453	532			
	3 夙川	140	65	46%	1,905	962	787			
	4 越木岩	140	56	40%	2,242	993	739			
	5 大社	170	130	76%	3,199	1,295	811			
	6 付属あおぞら	105	78	74%	2,543	1,305	799			
	7 上ヶ原	210	67	32%	1,859	1,016	830			
	8 門戸	140	68	49%	2,288	1,054	806			
	9 高木	175	143	82%	2,623	948	875			
	10 瓦木	140	73	52%	2,399	978	851			
	11 春風	140	66	47%	2,282	865	720			
	12 今津	100	55	55%	1,200	466	507			
	13 南甲子園	70	60	86%	1,728	786	546			
	浜甲子園(休園)									
	14 高須西	140	45	32%	2,477	892	770			
	15 鳴尾東	140	64	46%	1,869	988	793			
	16 鳴尾北	140	50	36%	1,537	735	796			
	17 小松	210	63	30%	1,877	861	941			
	18 山口	140	65	46%	1,927	1,201	742			
	19 名塩	140	50	36%	2,453	1,056	818			
20 生瀬	140	58	41%	2,248	651	839				
計	3,000	1,396	47%	42,368	18,469	15,475	-	-		
民間	1 仁川	135	80	59%	2,360	699	531	園によって異なる		17:00
	2 すずらん	105	76	72%	965	410	613		16:00	
	3 浜甲子園健康	120	84	70%	720	406	539		20:00	
	4 甲子園二葉	120	126	105%	1,366	815	602		18:00	
	5 上甲子園	280	269	96%	1,669	968	2,044		19:00	
	6 こひつじ	160	129	81%	1,462	835	1,141		17:00	
	7 甲子園学院	420	192	46%	3,624	1,140	2,914		18:00	
	8 甲子園口	180	223	124%	1,891	1,183	882		18:00	
	9 仁川学院マリアの園	350	234	67%	6,743	1,608	1,336		17:00	
	10 みそら	80	95	119%	688	392	494		17:00	
	11 神戸海星女子学院マリア	300	265	88%	6,522	1,612	1,843		17:30	
	12 甲東	100	103	103%	1,176	607	569		17:00	
	13 武庫川	200	161	81%	1,658	566	1,517		16:00	
	14 松風	220	280	127%	1,922	733	1,091		18:00	
	15 安井	240	259	108%	1,535	935	1,009		19:00	
	16 花園	110	29	26%	750	432	389		17:00	
	17 光明	600	425	71%	3,002	1,688	3,163		18:00	
	18 甲子園東	160	139	87%	1,286	828	450		17:00	
	19 くるみ	80	86	108%	1,078	496	309		17:00	
	20 苦楽園口	120	142	118%	1,377	746	454		16:00	
	21 香櫨園	300	262	87%	1,976	1,405	916		17:00	
	22 つぼみ	200	216	108%	1,045	639	406		19:00	
	23 西光	120	110	92%	647	382	483		18:00	
	24 一里山	120	129	108%	858	405	544		16:00	
	25 関西学院聖和	300	231	77%	3,404	1,311	2,164		17:00	
	26 阪急	160	179	112%	1,783	580	1,484		18:00	
	27 こぼと	250	214	86%	1,334	595	1,012		17:00	
	28 西宮甲武	160	169	106%	1,958	670	1,051		17:00	
	29 西宮公同	120	164	137%	2,680	1,450	660		×	
	30 段上	320	359	112%	3,876	1,266	2,012		20:00	
	31 夙川学院短期大学付属	260	176	68%	1,900	1,000	1,679		18:00	
	32 甲陽	240	285	119%	3,069	908	1,276		16:00	
	33 広田	210	260	124%	2,448	929	1,567		19:00	
	34 和光	120	176	147%	1,040	565	655		17:00	
	35 松秀	242	230	95%	11,338	3,261	1,942		16:30	
	36 武庫川女子大学付属	105	108	103%	2,287	870	1,509		17:00	
	37 睦	480	361	75%	2,478	1,152	1,928		19:00	
	38 幸	265	341	129%	3,601	723	1,197		20:00等	
	39 東山	365	179	49%	2,552	1,044	1,570		19:00	
	40 いるか	260	293	113%	2,779	905	1,527		18:00	
計	8,677	7,839	90%	94,847	37,159	47,472	-	39		
合計	11,677	9,235	79%	137,215	55,628	62,947	-			

ア 市立幼稚園の保育料

区分	保育料	入園料
4 歳児	1 人につき	1 人につき 10,000 円
5 歳児	年額 115,200 円	1 人につき 5,000 円

市立幼稚園保育料の減額・免除（平成 25 年度）

対象	<p>(1) 生活保護法による保護を受けている方</p> <p>(2) 平成 24 年度に納入すべき市民税所得割額が年額 77,100 円以下、又は平成 25 年度に納入すべき市民税所得割額が基準額（扶養する子どもの人数により異なる）以下となる方</p> <p>* 同一世帯内（同一の住居に居住する者及び生計を一にしている者）で 2 人以上に所得がある場合、所得割額の合計額。</p> <p>* 住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、適用前の市民税額で審査。</p> <p>(3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により、上記に準じた程度に生活困難と認められる方</p>															
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>納付すべき保育料 月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による保護を受けている</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税（母子・父子家庭）</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度市民税所得割額が 77,100 円以下又は平成 25 年度市民税所得割額が基準額 以下</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 家族構成により異なる 例：子ども 2 人の場合 77,100 円 子ども 1 人の場合 66,900 円 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	納付すべき保育料 月額（円）	生活保護法による保護を受けている	0	市民税非課税（母子・父子家庭）	0	市民税非課税	1,200	市民税所得割非課税	2,400	平成 24 年度市民税所得割額が 77,100 円以下又は平成 25 年度市民税所得割額が基準額 以下	4,800	家族構成により異なる 例：子ども 2 人の場合 77,100 円 子ども 1 人の場合 66,900 円	
区分	納付すべき保育料 月額（円）															
生活保護法による保護を受けている	0															
市民税非課税（母子・父子家庭）	0															
市民税非課税	1,200															
市民税所得割非課税	2,400															
平成 24 年度市民税所得割額が 77,100 円以下又は平成 25 年度市民税所得割額が基準額 以下	4,800															
家族構成により異なる 例：子ども 2 人の場合 77,100 円 子ども 1 人の場合 66,900 円																

イ 私立幼稚園就園奨励助成金

私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、助成金の制度を実施

就園奨励助成金の基準と金額

階層	基準（平成25年度市民税額〔年額〕）	区分	満3歳・3歳児		4歳児		5歳児	
			年額(円)	月額(円)	年額(円)	月額(円)	年額(円)	月額(円)
小学校1～3年生の兄弟がいない園児の場合	生活保護世帯	第1子 A	229,200	19,100	229,200	19,100	229,200	19,100
		第2子 B	268,000	22,330	268,000	22,330	268,000	22,330
		第3子以降 C	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税非課税世帯 （所得割、均等割とも）	第1子 D	199,200	16,600	207,600	17,300	199,200	16,600
		第2子 E	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
		第3子以降 F	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	第1子 G	199,200	16,600	199,200	16,600	199,200	16,600
		第2子 H	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
		第3子以降 I	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が 年額77,100円以下の世帯	第1子 J	115,200	9,600	164,400	13,700	149,400	12,450
		第2子 K	211,000	17,580	211,000	17,580	211,000	17,580
		第3子以降 L	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が 年額211,200円以下の世帯	第1子 M	62,200	5,180	106,800	8,900	91,800	7,650
		第2子 N	185,000	15,415	185,000	15,415	185,000	15,415
		第3子以降 O	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が年額211,201円 以上かつ総所得金額800万円未満 の世帯	第1子・2子 P	-	-	106,800	8,900	91,800	7,650
		第3子以降 Q	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	総所得金額800万円以上の世帯	第1子・2子	-	-	-	-	-	-
第3子以降 Q		308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665	
小学校1～3年生の兄弟がいる園児の場合	生活保護世帯	第1子 A'	-	-	-	-	-	-
		第2子 B'	249,000	20,750	249,000	20,750	249,000	20,750
		第3子以降 C'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税非課税世帯 （所得割、均等割とも）	第1子 D'	-	-	-	-	-	-
		第2子 E'	226,000	18,330	226,000	18,330	226,000	18,330
		第3子以降 F'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	第1子 G'	-	-	-	-	-	-
		第2子 H'	226,000	18,830	226,000	18,830	226,000	18,830
		第3子以降 I'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が 年額77,100円以下の世帯	第1子 J'	-	-	-	-	-	-
		第2子 K'	163,000	13,580	164,400	13,700	163,000	13,580
		第3子以降 L'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が 年額211,200円以下の世帯	第1子 M'	-	-	-	-	-	-
		第2子 N'	114,000	9,500	114,000	9,500	114,000	9,500
		第3子以降 O'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税の所得割額が年額211,201円 以上かつ総所得金額800万円未満の世帯	第1子・2子 P'	-	-	106,800	8,900	91,800	7,650
		第3子以降 Q'	-	-	-	-	-	-
	総所得金額800万円以上の世帯	第1子・2子・3子以降	-	-	-	-	-	-

基準となる市民税所得割額は、扶養する子どもの人数によって変動。上記は子ども2人の場合

注1：就園奨励助成金の金額について

助成対象は平成25年度の入園料及び保育料。就園奨励助成金の金額が保護者の支払額を超える場合は、支払額を限度額として調整し、交付決定する。

注2：支給区分について

- (1) 小学校（特別支援学校等含む）1～3年生の兄弟がいない園児の場合
 - ・第1子...1人就園の場合及び同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の最年長者
 - ・第2子...同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の次年長者
 - ・第3子以降...同一世帯から3人以上幼稚園等に就園している場合の第1子・第2子以外の園児
- (2) 小学校1～3年生の兄弟がいる園児の場合
 - ・第1子...1人就園の場合及び同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の最年長者
 - ・第3子以降...同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の第2子以外の園児

小学校1～3年生の兄弟を第1子として設定。小学校1～3年生の兄弟に対する支給はなし。
小学校1～3年生に2人以上兄弟がいる場合は「第3子以降」とする。

注3：住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、適用前の市民税所得割額で審査する。

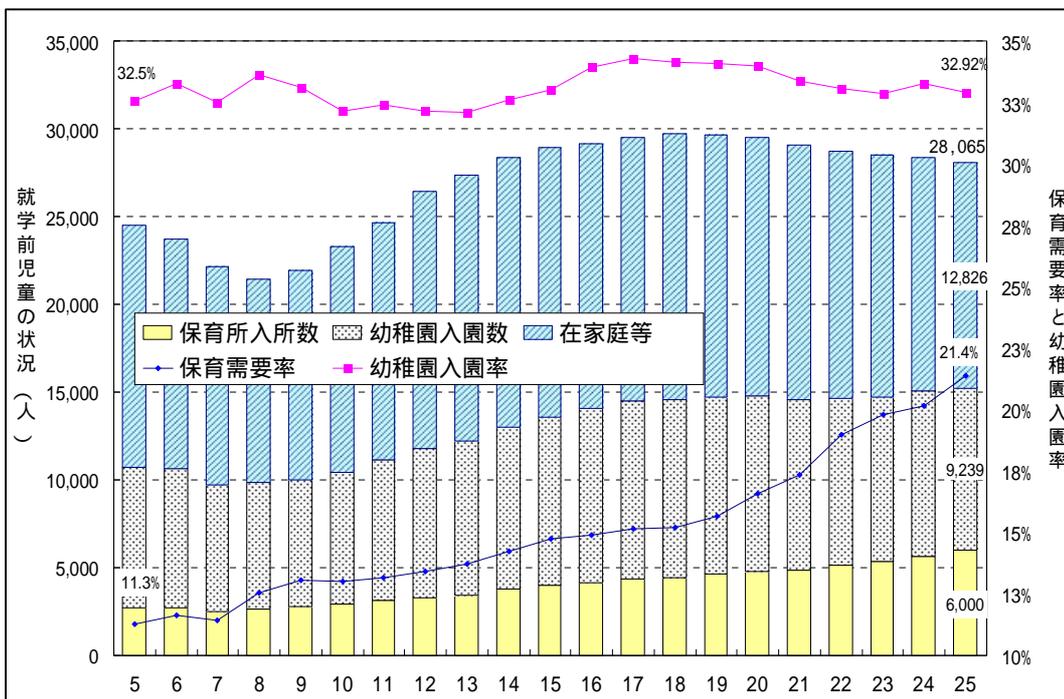
(3) 市内保育所一覧(平成25年8月1日現在)

	保育所	定員	入所数		敷地面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	開所時間	延長保育 時間
			H25.5.1	H25.4.1					
公立	1 朝日愛児館	50	54	108.00%	824	595	228	7:30~18:00	18:00~19:00
	2 小松朝日保育所	120	124	103.33%	1,077	432	742	7:30~18:00	18:00~19:00
	3 建石保育所	90	111	123.33%	1,483	435	639	7:30~18:00	18:00~19:00
	4 鳴尾保育所	120	117	97.50%	1,302	510	728	7:30~18:00	18:00~19:00
	5 芦原保育所	120	124	103.33%	1,229	422	716	7:30~18:00	18:00~19:00
	6 学文殿保育所	90	115	127.78%	1,170	491	643	7:30~18:00	18:00~19:00
	7 用海保育所	60	83	138.33%	675	336	645	7:30~18:00	18:00~19:00
	8 浜甲子園保育所	90	118	131.11%	1,157	607	550	7:30~18:00	18:00~19:00
	9 瓦木北保育所	90	108	120.00%	1,359	488	747	7:30~18:00	18:00~19:00
	10 今津文協保育所	90	112	124.44%	895	505	666	7:30~18:00	18:00~19:00
	11 鳴尾東保育所	80	101	126.25%	1,389	762	653	7:30~18:00	18:00~19:00
	12 むつみ保育所	90	118	131.11%	1,603	425	767	7:30~18:00	18:00~19:00
	13 浜脇保育所	120	128	106.67%	1,576	672	831	7:30~18:00	18:00~19:00
	14 津門保育所	90	118	131.11%	1,279	496	710	7:30~18:00	18:00~19:00
	15 瓦木みのり保育所	130	139	106.92%	1,180	807	746	7:30~18:00	18:00~19:00
	16 甲東北保育所	90	102	113.33%	1,038	429	655	7:30~18:00	18:00~19:00
	17 北夙川保育所	120	128	106.67%	980	439	698	7:30~18:00	18:00~19:00
	18 今津南保育所	80	101	126.25%	1,126	322	635	7:30~18:00	18:00~19:00
	19 上之町保育所	100	131	131.00%	1,190	360	643	7:30~18:00	18:00~19:00
	20 鳴尾北保育所	80	93	116.25%	1,085	380	704	7:30~18:00	18:00~19:00
	21 高須東保育所	120	114	95.00%	1,351	467	734	7:30~18:00	18:00~19:00
	22 大社保育所	120	128	106.67%	1,478	443	724	7:30~18:00	18:00~19:00
	23 高須西保育所	120	113	94.17%	1,435	467	723	7:30~18:00	18:00~19:00
		2,260	2,580	114.16%	27,882	11,289	15,526	-	-
民間	1 幸和園保育所	210	173	82.38%	1,207	546	1,037	7:00~18:00	18:00~19:00
	2 幸和園南園(分園)	30	29	96.67%	190	0	190	7:30~18:30	18:30~19:00
	3 一麦保育園	160	184	115.00%	1,868	749	957	7:30~18:30	18:30~19:00
	4 月影保育所	60	66	110.00%	495	276	312	7:30~18:30	18:30~19:00
	5 バドマ保育園	60	63	105.00%	1,314	508	550	7:30~18:30	18:30~19:00
	6 マーヤ保育園	60	69	115.00%	396	218	368	7:30~18:30	18:30~19:00
	7 船坂保育園	40	46	115.00%	587	330	236	7:30~18:30	18:30~19:00
	8 やまよし保育園	160	173	108.13%	1,728	1,135	723	7:00~18:00	18:00~19:00
	9 名塩保育園	60	48	80.00%	1,388	599	338	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00
	10 聖和乳幼児保育センター	120	133	110.83%	1,000	380	876	7:30~18:30	18:30~19:00
	11 甲子園保育所	150	134	89.33%	1,383	667	1,161	7:00~18:00	18:00~19:00
	12 段上保育所	120	135	112.50%	1,028	334	760	7:00~18:00	18:00~19:00
	13 ちどり保育園	60	70	116.67%	1,298	472	528	7:30~18:30	18:30~19:00
	14 なぎさ保育園	70	84	120.00%	1,225	416	599	7:00~18:00	18:00~19:00
	15 新甲東保育園	90	106	117.78%	1,214	444	1,010	7:00~18:00	18:00~19:00
	16 なでしこ保育園	60	68	113.33%	260	139	459	7:30~18:30	18:30~19:00
	17 安井保育園	90	108	120.00%	1,048	361	787	7:00~18:00	18:00~19:00
	18 安井さくら保育園(分園)	60	69	115.00%	865	224	320	7:00~18:00	18:00~19:00
	19 西宮YMCA保育園	60	71	118.33%	651	171	561	7:30~18:30	18:30~19:00
	20 みどり園保育所	90	107	118.89%	832	343	737	7:00~18:00	18:00~19:00
	21 ひかり保育園	90	101	112.22%	981	250	690	7:00~18:00	18:00~19:00
	22 あんず保育園	45	53	117.78%	299	111	326	7:30~18:30	18:30~19:00
	23 東山ぼぼ保育園	46	48	104.35%	1,031	115	499	7:30~18:30	18:30~19:00
	24 " (分園)	89	88	98.88%	1,481	273	532	7:30~18:30	18:30~19:00
	25 夙川宝保育園	50	57	114.00%	877	137	290	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00
	26 ゆめっこ保育園	50	60	120.00%	320	136	420	7:00~18:00	18:00~20:00
	27 ニコニコ桜保育園	60	59	98.33%	927	290	593	7:30~18:30	18:30~19:00
	28 ニコニコ桜夙水園	30	27	90.00%	889	463	192	7:30~18:30	18:30~19:00
	29 西宮夢保育園	60	69	115.00%	498	119	407	7:00~18:00	18:00~20:00
	30 西北夢保育園(分園)	100	113	113.00%	1,415	368	715	7:00~18:00	18:00~19:00
	31 つばみの子保育園	20	22	110.00%	357	61	152	7:30~18:30	18:30~19:00
	32 めばえの子保育園	30	33	110.00%	206	0	206	7:30~18:30	18:30~19:00
	33 武庫川女子付属保育園	90	91	101.11%	2,274	312	1,451	7:00~18:00	18:00~19:00
	34 かえで保育園	60	79	131.67%	1,124	281	750	7:00~18:00	18:00~19:00
	35 善照マイルレーヤ保育園	79	68	86.08%	440	211	623	7:00~18:00	18:00~19:00
	36 西宮つとがわYMCA保育園	60	61	101.67%	775	201	654	7:30~18:30	18:30~19:00
	37 のぞみ夢保育園	60	72	120.00%	505	243	797	7:00~18:00	18:00~19:00
	38 夙川夢保育園(分園)	60	74	123.33%	705	254	494	7:00~18:00	18:00~19:00
	39 つばみ夢保育園(分園)	30	30	100.00%	437	0	797	7:00~18:00	18:00~19:00
	40 まつぼっくり保育園	120	76	63.33%	1,501	362	1,250	7:00~18:00	18:00~19:00
	41 段上認定こども園きりん園	60	57	95.00%	2,913	104	554	7:30~18:30	18:30~19:30
		3,099	3,274	105.65%	39,932	12,605	24,903	-	-
	合計	5,359	5,854	109.24%	67,814	23,894	40,429	-	-

保育料

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層及びD階層を除いた世帯。平成24年度の市民税の課税状態によりB、C階層に区分する。	非課税（母子・父子世帯等）	0円
		非課税（上記以外の世帯）	4,500円
C		課税	8,800円
D1		9,500円未満	14,800円
D2		9,500円以上 40,000円未満	21,600円
D3	A階層を除いて平成24年分の所得税が課税されている世帯。右記の所得税額区分によりD1～D8階層に区分する。	40,000円以上 56,000円未満	30,800円
D4		56,000円以上 103,000円未満	33,800円
D5		103,000円以上 129,000円未満	35,400円
D6		129,000円以上 413,000円未満	37,300円
D7		413,000円以上 734,000円未満	38,100円
D8		734,000円以上	41,000円

(4) 保育所需要率と幼稚園入園率



2 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、次の機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

(1) 施設の類型

認定こども園は、既存の幼稚園や保育所等が、お互いの機能を付加することにより認定を受ける制度であるため、構成する施設により大きく以下の 4 つの形態（類型）に分かれる

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型 (兵庫県の場合、「特定認可外保育施設型」)	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 市内の認定こども園

段上認定こども園	幼保連携型
認定こども園 上甲子園幼稚園	幼稚園型

(3) 認定基準の概要（兵庫県の研修会資料より）

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	県の条例					
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型		
対象児童	0～2歳児		保育に欠ける子どもに加え、保育に欠けない子どもも受け入れることができる					
	3～5歳児		保育に欠ける子ども、 保育に欠けない子ども					
認定基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人 3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人				
		3～5歳児	長時間利用児	〈保育所基準〉	県独自基準(4、5歳児 35人につき1人、3歳児 25人につき1人)			
			短時間利用児	〈幼稚園基準〉	県独自基準(4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下の学級編制として、各学級担任1人。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算する。)			
			〔共通利用時間の学級編制〕	〈幼稚園基準〉				
	職員資格	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格				
		3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること				
		学級担任	〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けて努力を行うことを条件に、保育士資格のみを有する者を充てることができる。				
		長時間利用児の保育に従事する者	〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けて努力を行うことを条件に、幼稚園教諭のみを有する者を充てることができる。				
	施設設備	園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	1学級：180㎡ 2学級以上：320+100× (学級数-2)㎡ うち保育室 53㎡以上 遊戯室(原則専用)100㎡を確保すること。		1学級：180㎡ 2学級以上：320+100× (学級数-2)㎡	
			既存施設特例	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	保育室等の基準を満たすときは適用なし
認定基準	保育室等	0～1歳児	〈保育所基準〉	乳児室1人につき1.65㎡ 県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡)	ほふく室1人につき3.3㎡	県独自基準 (1人につき1.65㎡)		
		2歳児		保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡ 県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡)		同左		
		3～5歳児		保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡	同左	同左	同左	
		既存施設特例	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適用なし	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	
	調理室	0～2歳児	〈保育所基準〉	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの食事の提供について、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの食事の提供について、一定条件の下、園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。)	
		3～5歳児	-	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。)	
		屋外遊戯場	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	①保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用 (幼稚園基準)(3～5歳児) 2学級以下：330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡				
		設置場所特例	〈保育所基準〉	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加える。)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加える。)		
		既存施設特例	-	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	幼稚園基準で可	保育所基準で可	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	
	教育及び保育の内容等			「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等				
子育て支援事業			県独自規定(国の規定及び知事が別に定める事業の中から1以上実施)					

(4) 入園等手続き

利用者とは施設との直接契約（直接認定こども園で手続き）

(5) 利用料

園が利用料を設定、保護者は園に直接利用料を支払う

3 認可外保育施設

施設の構造、保育士の数など厚生労働省が定める基準を満たして認可を受けている「認可保育所」以外のものの総称

(1) 家庭保育所・保育ルーム

児童の保育に熱意のある保育士等を西宮市が認定し、自宅や賃貸物件、小学校・幼稚園の空き教室などで、少人数のお子様を家庭的な雰囲気の中で保育することを目的としたもの（保育ルームは国の進める「家庭的保育事業」に該当）

対象児童	西宮市民で、保護者が働いている（1日4時間以上かつ週4日以上、または週19時間以上の勤務）、病気にかかっているなどの理由により、昼間家庭で保育が受けられない、健康な低年齢児（施設により対象年齢が異なる）
保育体制	1施設5名までを、複数の保育士体制（定員が5名以上の施設や2施設以上が合同で運営している施設あり）
開所時間	保育ルーム 平日のみ7:30～18:00まで 家庭保育所 平日8:00～17:30、土曜8:00～13:00まで （一部施設において延長保育を実施）
休日	日曜、祝日、振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月4日まで） 保育ルームは土曜日も休日
利用手続き	認可保育所と同様に市で手続き 保育料の支払いは直接施設に

家庭保育所一覧（平成25年8月1日現在）

	施設名	定員	年齢条件
1	中田家庭保育所	5人	0歳児
2	森下家庭保育所	5人	0歳児～2歳未満児
3	虹の子家庭保育所	8人	10ヶ月～3歳未満児
4	ひまわり家庭保育所	8人	0歳児～3歳未満児
5	すずらん家庭保育所	5人	0歳児

保育ルーム一覧（平成25年8月1日現在）

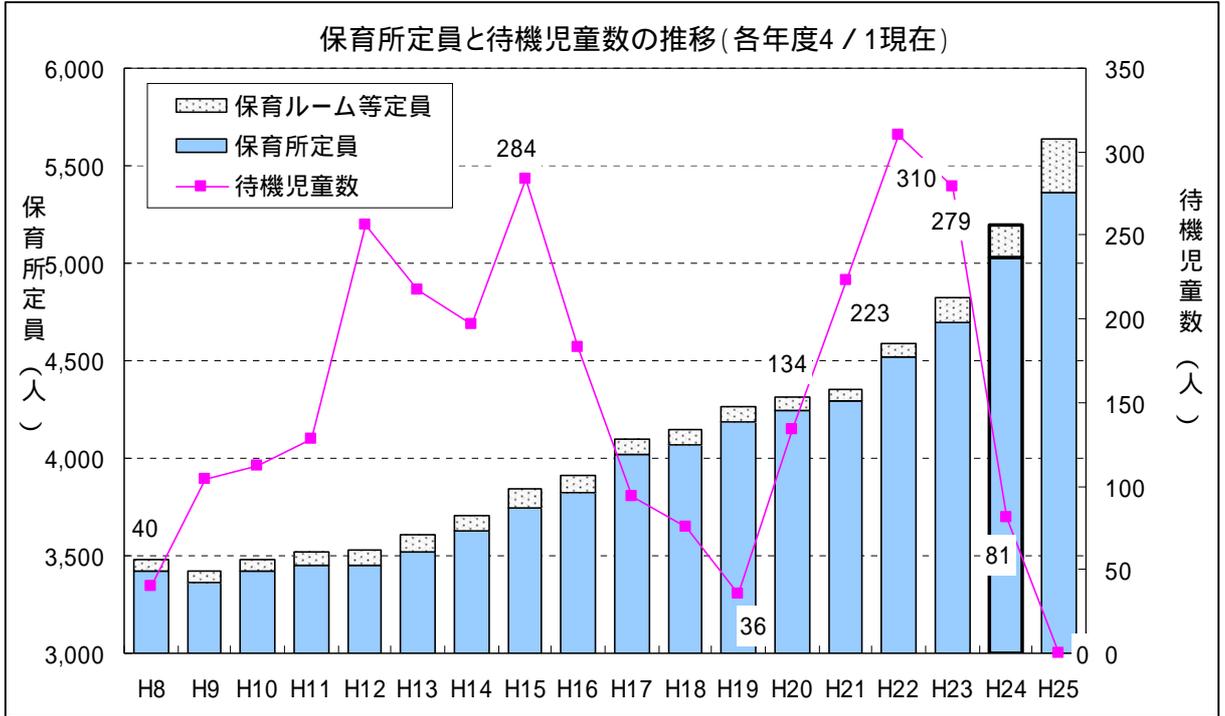
	施設名	定員	年齢条件
1	保育ルーム MAMA	5人	6ヶ月～2歳児
2	保育ルーム KIDS	4人	6ヶ月～2歳児
3	すくすく保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児
4	ほがらか保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児

5	くまのこ保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児
6	保育ルームにこにこ	4人	6ヶ月～2歳児
7	ぼっぼ保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児
8	保育ルームポニー	5人	6ヶ月～2歳児
9	保育ルームまっきー	5人	6ヶ月～2歳児
10	保育ルーム木の実	5人	6ヶ月～2歳児
11	保育ルームかりん	5人	6ヶ月～2歳児
12	そらいろ保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児
13	保育ルーム chouchou	5人	6ヶ月～2歳児
14	保育ルームたんぼぼ	5人	6ヶ月～2歳児
15	保育ルームうさぎ	5人	6ヶ月～2歳児
16	保育ルームすみれ	5人	6ヶ月～3歳児
17	保育ルームれんげ	5人	6ヶ月～3歳児
18	保育ルームつくし	4人	6ヶ月～3歳児
19	保育ルームぼぶら	5人	6ヶ月～2歳児
20	保育ルームパンピ	5人	6ヶ月～2歳児
21	保育ルームりんご	5人	6ヶ月～2歳児
22	保育ルームさくらんぼ	5人	6ヶ月～2歳児
23	保育ルームすまいる	5人	6ヶ月～2歳児
24	保育ルームはなはな	5人	6ヶ月～2歳児
25	保育ルームおひさま	5人	6ヶ月～2歳児
26	ぎんが保育ルーム	5人	6ヶ月～2歳児
27	保育ルームてんとうむし	5人	1歳児～3歳児
28	保育ルームちょうちょ	5人	1歳児～3歳児
29	保育ルームかたつむり	5人	1歳児～3歳児
30	保育ルームみつばち	5人	1歳児～3歳児
31	保育ルームとんぼ	5人	1歳児～3歳児
32	保育ルームかぶとむし	5人	1歳児～3歳児
33	保育ルームそら	5人	6ヶ月～2歳児
34	保育ルームたいよう	5人	6ヶ月～2歳児
35	保育ルームつき	5人	6ヶ月～2歳児
36	保育ルームにじ	5人	6ヶ月～2歳児
37	保育ルームほし	5人	6ヶ月～2歳児
38	保育ルームキャンディ	5人	6ヶ月～2歳児
39	保育ルームクッキー	5人	6ヶ月～2歳児
40	保育ルームひだまり	5人	6ヶ月～2歳児
41	保育ルーム花の子	5人	6ヶ月～2歳児
42	保育ルームこもれび	5人	6ヶ月～2歳児
43	保育ルームほっぷ	5人	2ヶ月～2歳児
44	保育ルームすてっぷ	5人	2ヶ月～2歳児
45	保育ルームじゃんぷ	5人	2ヶ月～2歳児
46	保育ルームほほえみ	5人	6ヶ月～2歳児
47	保育ルーム菜のはな	5人	6ヶ月～2歳児
48	保育ルームきのこ	5人	生後43日～2歳児
49	保育ルームたけのこ	5人	生後43日～2歳児
50	保育ルームすぎのこ	5人	生後43日～2歳児

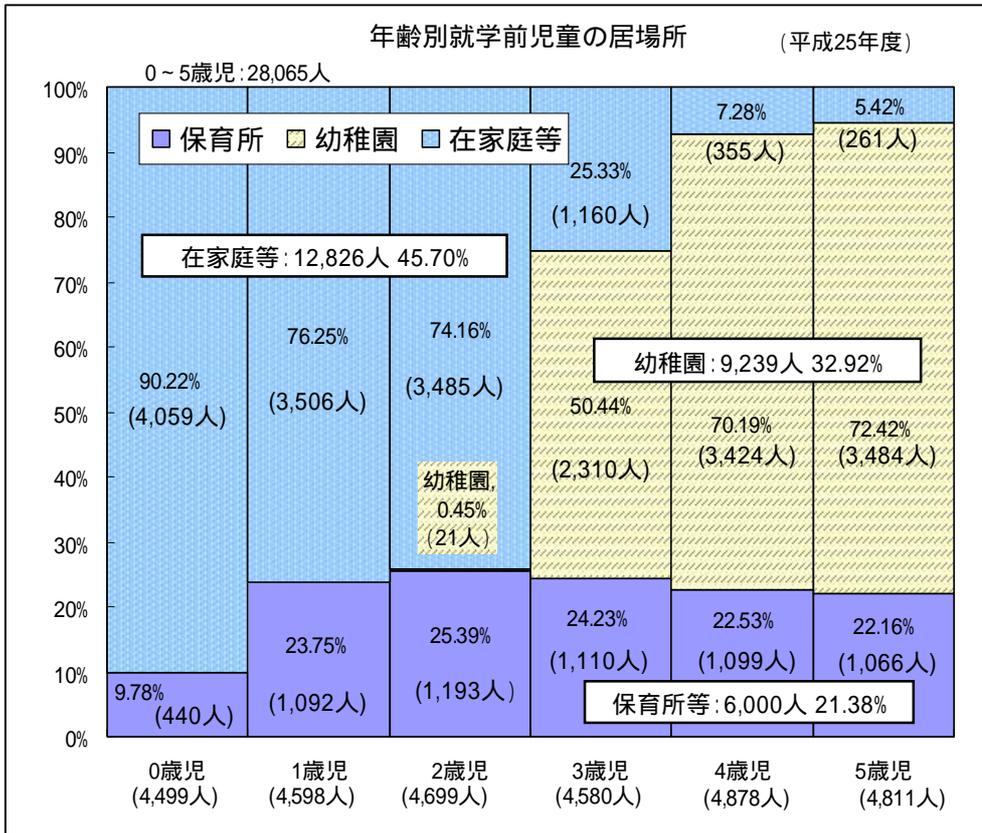
(2) その他の認可外保育施設（平成25年4月1日現在）

	施設名	平成25年度児童数（4/1）							定員	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～ 就学前	学童	合計	H25.4.1	
一般 保育 施設	1 ちびっこ天国	1	4	6	0	0	0	11	25	
	2 はらっぱ保育所	0	3	7	7	16	0	33	35	
	3 アクティブラーニングスクール甲東園	1	2	4	4	2	0	13	30	
	4 保育ルームチャイ・ランド 名塩園	0	2	4	0	0	0	6	35	
	5 たんぽぽハウス	1	1	4	1	3	0	10	13	
	6 プリモ保育園	0	3	6	2	8	0	19	33	
	7 夙川プリスクール	6	25	32	38	64	0	165	228	
	8 ポレ・ポレ西宮北口保育ルーム	0	6	4	3	2	1	16	35	
	9 チャイルドスクール音楽園	0	1	4	2	3	0	10	30	
	10 保育所ちびっこランド阪急北口園	0	4	1	2	2	0	9	30	
	11 保育ルームあゆみ園	1	0	0	3	2	0	6	10	
	12 保育所わいわいランドにしのみや東園	1	5	9	2	2	0	19	38	
	13 チャイルドフレンズミュウミュウ	0	0	2	1	0	0	3	20	
	14 保育ルームチャイ・ランド 生瀬園	0	0	3	0	0	0	3	35	
	15 キンダーキッズインターナショナルスクール西宮校	0	11	32	20	33	0	96	108	
	16 家庭保育園『はじめのいっぽ』	0	2	2	4	0	0	8	10	
	17 ピッコロ4 保育ルーム	0	4	4	6	4	3	21	40	
	18 コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	0	0	12	23	43	0	78	100	
	19 チャイルドルームこどもの森	3	4	3	2	0	0	12	40	
	20 ピッコロ5 保育ルーム	1	4	5	3	10	3	26	30	
	21 みんなげんき虹っ子保育所	0	5	12	4	1	0	22	20	
	22 保育所 なかよし	0	1	2	2	0	0	5	17	
	23 西宮幼児アカデミー保育園	0	0	0	0	8	0	8	30	
	24 チャイルドケアハウス トット	1	7	4	4	4	0	20	20	
	25 インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	0	1	10	11	18	0	40	43	
	26 ラビキッズワールドららぽーと保育園	0	2	11	1	4	0	18	30	
	27 都市型保育園ポラー兵庫武庫川園	5	25	19	11	6	0	66	97	
	28 MOMO Kid's	1	4	4	4	3	0	16	15	
	29 西宮こもれびキンダーガーデン	0	4	3	4	1	0	12	12	
	30 保育所 すこやか	0	2	3	0	5	0	10	40	
	31 みんなげんき松ヶ丘虹っ子保育所	0	2	2	1	2	0	7	20	
	32 保育園 バステルの森	1	8	11	7	3	0	30	45	
	33 リッツナーサリースクール	0	0	1	3	0	0	4	10	
	34 保育所ちびっこランド西宮ひろた園	0	4	2	3	1	0	10	20	
	35 保育所ちびっこランド西宮今津園	0	3	7	4	4	0	18	30	
	36 関西インターナショナルスクール芦屋校	0	17	24	20	35	0	96	114	
	37 西宮インターナショナルスクール	0	3	20	10	10	0	43	72	
	38 インターナショナルプリスクール ブルードルフィンズ 香櫨園校	0	0	19	12	23	0	54	54	
	39 あしだ保育園	0	5	5	0	1	0	11	30	
	40 PERA PERA SCHOOL	0	3	4	3	0	12	22	30	
	41 アイリスプライベートスクール	0	1	2	3	4	0	10	37	
		23	178	309	230	327	19	1,086	1,711	
事業 所内 保育 所	42 近畿中央ヤクルト小松保育ルーム	0	1	3	1	2	2	9	15	
	43 近畿中央ヤクルト甲子園保育ルーム	0	1	4	4	8	0	17	20	
	44 近畿中央ヤクルト甲陽園保育ルーム	0	1	2	2	4	0	9	15	
	45 近畿中央ヤクルト甲東保育ルーム	0	1	5	1	6	1	14	18	
	46 近畿中央ヤクルト鳴尾保育ルーム	0	1	4	1	6	2	14	18	
	47 近畿中央ヤクルト西宮北口保育ルーム	0	4	3	2	3	0	12	15	
	48 西宮渡辺病院	1	5	3	2	6	0	17	25	
	49 明和保育所	1	9	8	5	4	0	27	40	
	50 明和病院夜間保育所	0	6	8	8	5	5	32	20	
	51 兵庫県立西宮病院	0	3	4	3	0	0	10	28	
	52 チューリップ保育所	0	5	4	2	7	5	23	30	
	53 さくら保育所	1	5	2	3	12	0	23	40	
	54 マリナ保育所	0	3	3	3	6	3	18	18	
55 西宮すなご医療福祉センター内保育所	0	1	1	0	0	0	2	20		
56 笹生病院院内保育所	0	11	5	3	5	0	24	20		
57 エクセレント西宮キッズ	0	3	2	1	0	0	6	6		
58 フェアリー保育所	2	3	1	1	1	0	8	11		
59 西宮敬愛会病院内保育所	0	4	7	2	6	0	19	19		
		5	67	69	44	81	18	284	378	
計		56	245	378	274	408	37	1,370	2,089	

4 保育所の待機児童数の推移



5 小学校就学前児童の居場所



5 児童手当

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満	
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)	
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。			
		被用者	非被用者	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	
公務員			所属庁 10/10	
財源内訳 (25年度予算)	[給付総額] 2兆593億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,564億円(1兆2,995億円) 地方負担分 : 6,282億円(7,889億円) 事業主負担分 : 1,747億円 ※ ()内の数字は公務員を含む			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)			

(厚生労働省ホームページより)

西宮市の実績

受給者数(平成24年度末)	41,288人
支給対象の児童数(同)	68,241人
支給総額(平成24年度)	8,781,994千円

西宮市の地域子ども・子育て支援事業の現状

1 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲

子ども・子育て支援法第59条	国の子ども・子育て会議資料中の名称
第1号	利用者支援（新規）
第2号	延長保育事業
第3号	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
第4号	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）
第5号	放課後児童クラブ
第6号	子育て短期支援事業
第7号	乳児家庭全戸訪問事業
第8号	養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
第9号	地域子育て支援拠点事業
第10号	一時預かり
第11号	病児・病後児保育事業
第12号	ファミリー・サポート・センター事業
第13号	妊婦健康診査

（新規）以外の事業：児童福祉法等により現在も実施している。必要な事業の充実や運用の改善について国の子ども・子育て会議において検討。

（新規）事業：国の子ども・子育て会議において、詳細を検討。

2 西宮市における各事業の実施状況

第 2 号 延長保育事業

開所時間を超えて保育を行う事業（幼稚園における預り保育とは異なる）

実施保育所	参考資料 3 のとおり
延長保育利用延べ児童数	平成 24 年度 公立：7,800 人 民間：7,477 人
利用料	公立保育所 月額 30 分利用 1,500 円 60 分利用 3,000 円 私立保育所 30 分延長の場合 月額 2,000 円～4,000 円

第 5 号 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成センター）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年生（障害のある児童は 6 年生まで）の児童に、授業の終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るため市が実施している事業。全小学校区で実施。運営は指定管理者に委託。

<p>利用要件</p>	<p>児童の保護者のいずれもが次の要件を備えていて、当該児童を健全育成することができないと認められる場合であって、かつ同居の祖父母が当該児童を健全育成することができないと認められる場合</p> <p>(1) 昼間に家事以外の労働をすることを常態としていること。 (2) 8 週間以内に出産を予定している者又は出産後 8 週間を経過しない者。 (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、1 か月以上の入院が生じた場合。 (4) その他、上記と同様の状態と認められる場合。</p> <p>「労働をすることを常態にしていること」 一日 4 時間以上（ただし、勤務終了時間が午後 2 時より早い場合または勤務開始時間が午後 4 時より遅い場合を除きます）の労働で、かつ月曜日～土曜日に 4 日以上就労している場合をいう。</p>																	
<p>利用時間等</p>	<table border="1" data-bbox="507 1218 1351 1509"> <thead> <tr> <th colspan="2">開所日</th> <th>開所時間</th> <th>延長 (希望者のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">月曜日～ 金曜日</td> <td>学校の授業日</td> <td>下校時 ～午後 5 時</td> <td>午後 5 時 ～午後 7 時</td> </tr> <tr> <td>春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立 記念日等）</td> <td>午前 8 時 30 分 ～午後 5 時</td> <td>午後 5 時 ～午後 7 時</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土曜日</td> <td>午前 8 時 30 分 ～午後 5 時</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用できない日 日曜・祝日・年未年始 (12/29～12/31、1/1～1/3)</p>			開所日		開所時間	延長 (希望者のみ)	月曜日～ 金曜日	学校の授業日	下校時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時	春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立 記念日等）	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時	土曜日		午前 8 時 30 分 ～午後 5 時	なし
開所日		開所時間	延長 (希望者のみ)															
月曜日～ 金曜日	学校の授業日	下校時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時															
	春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立 記念日等）	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時															
土曜日		午前 8 時 30 分 ～午後 5 時	なし															
<p>費用</p>	<p>育成料（市が徴収） 児童 1 人当り 8,200 円（日割り計算なし） 所得状況により減免制度あり 延長利用は、別途延長利用料（月額 3,000 円、日割りなし） 実費徴収金（各指定管理者が徴収） おやつ代や教材・行事（交通費）等の実費 月額 2,500 円程度</p>																	
<p>定員</p>	<p>育成室の面積について児童 1 人当たり概ね 1 平方メートルを確保 （待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数</p>																	

	については、育成室で児童 1 人当たり 1.1 平方メートルを確保)
利用児童数	2,688 人(平成 25 年 5 月 1 日現在)
年間利用者数	延べ 29,968 人(平成 24 年度)
待機児童	平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日現在) 瓦林 21 名 隣接の瓦木小学校教室を借用し受入れ 小松 7 名 鳴尾北育成センターで 5 名受入れ 2 名は保護者の意向により待機

施設一覧(平成 25 年 4 月 1 日現在)

	育成センター名	定員
1	鳴尾東	60
2	甲子園浜	80
3	香櫨園	80
4	春風	100
5	瓦林	40
6	上ヶ原南	60
7	上甲子園	100
8	名塩	40
9	小松	60
10	甲東	80
11	南甲子園	80
12	安井	80
13	北夙川	60
14	樋ノ口	60

	育成センター名	定員
15	鳴尾	60
16	鳴尾北	120
17	高木	100
18	段上	60
19	津門	120
20	用海	100
21	広田	100
22	神原	60
23	瓦木	40
24	平木	60
25	浜脇	160
26	上ヶ原	80
27	高須西	60
28	今津	60

	育成センター名	定員
29	段上西	60
30	深津	60
31	甲陽園	100
32	夙川	60
33	高須	120
34	大社	80
35	北六甲台	60
36	生瀬	40
37	山口	60
38	東山台	40
39	西宮浜	120
40	苦楽園	40
	定員合計	3000

第 6 号 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ）

保護者や家族が病気や出産などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合、西宮市が指定している児童福祉施設で預かる事業

利用対象者	下記の要件全に該当する場合 1. 西宮市在住 2. 子どもの年齢が 18 歳未満 3. 利用理由が下記のいずれかに該当 疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、事故、災害、失踪、転勤、育児不安、育児疲れ、 学校等の公的行事の参加、その他やむを得ない理由があるとき														
利用期間	原則年間 7 日間を限度														
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>2 歳児未満</th> <th>2 歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯、母子・父子の非課税世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯、母子・父子の課税世帯</td> <td>1,100 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他世帯</td> <td>5,350 円</td> <td>2,750 円</td> </tr> </tbody> </table>			対象	2 歳児未満	2 歳児以上	生活保護世帯、母子・父子の非課税世帯	0 円	0 円	非課税世帯、母子・父子の課税世帯	1,100 円	1,000 円	その他世帯	5,350 円	2,750 円
対象	2 歳児未満	2 歳児以上													
生活保護世帯、母子・父子の非課税世帯	0 円	0 円													
非課税世帯、母子・父子の課税世帯	1,100 円	1,000 円													
その他世帯	5,350 円	2,750 円													
利用人数	45 人（平成 24 年度）														
延べ日数	142 日（平成 24 年度）														

一覧

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	神戸婦人同情会	尼崎市若王子
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野

第 7 号 乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

対象	生後 2 ヶ月頃の赤ちゃんのいる全ての家庭 （平成 19 年 10 月から市内 5 校区でモデル実施し、年次的に 実施地区を拡大。平成 22 年 3 月からは市内全域で実施）
訪問者	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員
訪問時期	赤ちゃんの誕生日の翌々月より
実績	平成 24 年度 対象家庭数 4,455 件 訪問家庭数 3,944 件 未訪問家庭数（拒否・留守等） 511 件

第 8 号 養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

・養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

子どもを養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事・育児を支援するためにヘルパーや保育士などを派遣

対象	家事や育児の支援が必要であるにもかかわらず、親族などの支援が得られない家庭
支援内容	家事援助：食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃、生活必需品の買物 育児援助：授乳、オムツ交換、沐浴介助 育児支援に関する技術的援助（保育士等派遣）
費用	ヘルパー派遣 1 回 9 0 0 円（1 時間 3 0 分 / 回） （生活保護、市民税非課税及び母子・父子市民税均等割世帯 0 円、市民税均等割及び母子・父子市民税所得割世帯 4 5 0 円）
実績	平成 2 4 年度 ヘルパー派遣：4 9 件、延べ 6 2 8 回 保育士等派遣：2 7 件、5 4 回

・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

名称	西宮市要保護児童対策協議会（通称「みやっこ安心ネット」）
目的・事業	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図る 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援内容の協議・検討を行う
構成	西宮市医師会 西宮市歯科医師会 西宮警察署 甲子園警察署 西宮市民生委員・児童委員会 神戸地方法務局西宮支局総務課 西宮人権擁護委員協議会 社会福祉法人 三光事業団

	<p> 児童養護施設 善照学園 特定非営利活動法人 エヌ・エフ・ケイ 財団法人神戸 Y M C A 西宮こども家庭センター 兵庫県教育委員会阪神教育事務所教育振興課 西宮市関係課 西宮市教育委員会関係課 西宮市立小学校校長会 西宮市立中学校校長会 西宮市立幼稚園園長会 西宮市社会福祉協議会地域福祉課 西宮市社会福祉事業団総務課 </p>
<p>実施内容</p>	<p> 平成 2 4 年度 ・代表者会議 1 回、実務担当者会議 4 回 ケース検討会議 9 1 回開催。 ・講演会 1 回開催 ・みやっこ安心ネット通信 3 回発行 </p>

第 9 号 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

機能	<p>ひろば型：週 3 日以上、1 日 5 時間以上開設。 以下の ~ の事業を実施。 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て等に関する相談、援助の実施 地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施</p> <p>センター型：週 5 日以上、1 日 5 時間以上開設。 上記ひろば型 ~ の事業に加え、以下の事業を実施。</p> <p>地域支援活動 ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助活動等の地域支援活動を実施すること。 イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。</p> <p>市の事業全体にかかる取り組み ア) 市全体における事業の質の向上に寄与する取り組みを実施すること（例：情報共有やニーズの把握、人材育成のための研修、プログラム開発、アセスメント指標の調査・研究など）。 イ) 市内の子育て支援施設の地域遍在の解消及び量的拡充に係る事業展開について、市と検討を行い、必要に応じて事業実施に係る支援を行うこと。</p>														
実施施設	<table border="1"> <tr> <td>子育て総合センター</td> <td>センター型</td> </tr> <tr> <td>児童館・児童センター（9箇所）</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>夙川学院短期大学「しゅくたん広場」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」</td> <td>センター型</td> </tr> <tr> <td>つぼみの子保育園「つぼみのひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> <tr> <td>まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」</td> <td>ひろば型</td> </tr> </table>	子育て総合センター	センター型	児童館・児童センター（9箇所）	ひろば型	武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」	ひろば型	夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	ひろば型	関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」	センター型	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	ひろば型	まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	ひろば型
子育て総合センター	センター型														
児童館・児童センター（9箇所）	ひろば型														
武庫川女子大学「武庫川女子大学子育てひろば」	ひろば型														
夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	ひろば型														
関西学院大学子どもセンター「さぼさぼ」	センター型														
つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	ひろば型														
まつぼっくり保育園「ほおずき子育てひろば」	ひろば型														
利用延べ人数	H24：165,530人（保護者含む）														

第 10 号 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的に預かる事業

・ 保育所の一時預かり

利用対象者	生後 6 ヶ月以上から就学前までの乳幼児
利用時間	半日、一日または時間単位
延べ利用者数	10,997人(平成24年度) (4時間未満利用を0.5人、4時間以上を1人として計算) (4時間未満:1,149人:4時間以上10,422人)

実施園(平成25年6月1日現在)

		時間	利用料
1	なぎさ保育園	8時~17時	0~1歳半未満 600円/1h 1歳半以上 500円/1h
2	新甲東保育園	8時~18時	0歳児 600円/1h 1歳児 500円/1h 2歳児~400円/1h
3	安井保育園	9時~17時	0~1歳児 2,100円/4h 2~5歳児 1,400円/4h
4	ひかり保育園	9時~17時 (土曜は9時~12時)	0~3歳児未満 600円/1h 3歳児以上 500円/1h
5	みどり園保育所	9時~18時	0~1歳半未満 600円/1h 1歳半以上 500円/1h
6	東山ぼぼ保育園	9時~17時	0~1歳児 600円/1h 2~5歳児 500円/1h
7	夙川宝保育園	9時~17時	0歳児 600円/1h 1歳児 500円/1h 2歳児~400円/1h
8	ゆめっこ保育園	9時~17時	0~2歳児 500円/1h 3~5歳児 400円/1h
9	ニコニコ桜保育園	9時~17時	0~2歳児 2,500円/4h 3~5歳児 2,000円/4h
10	西宮夢保育園	9時~16時	2,000円/4h
11	西北夢保育園	9時~16時	2,000円/4h
12	武庫川女子大学附属保育園	9時~17時	0~2歳児 2,500円/4h 3~5歳児 2,000円/4h
13	のぞみ保育園	9時~16時	2,000円/4h
14	まつぼっくり保育園	9時~17時	0歳児 600円/1h 1歳児 500円/1h 2歳児~400円/1h

・ 幼稚園の預かり保育

(参考) 幼稚園の預かり保育について

① 内容
幼稚園における「預かり保育」は、通常の教育時間(4時間)の前後や土日・長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に行われるもの(幼稚園教育の目標等を踏まえ、幼稚園教育要領に基づいて教育課程に係る教育時間の前後に行われる教育活動)。

② 実施状況
各都道府県が私学助成により幼稚園に対する補助を実施(国はその一部を都道府県へ補助)。補助要件・補助単価は都道府県により異なる。
《国から都道府県に対する私学助成の補助要件》
開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する(通常の預かり保育(平日)の場合) 幼稚園へ補助を行っていること
※預かり時間と担当者数に応じて加算
※対象は通園する園児
《費用負担》
国 : 都道府県が補助した額の1/2以内(上限:年間60万円~223万円)
都道府県 : 都道府県により異なる
利用料 : 各施設で設定
《実施箇所数》
10,223箇所(全幼稚園の81.4%(公立:59.7%、私立:94.2%)) ※平成24年6月現在(平成24年度幼児教育実態調査より)
(うちH24私学助成補助対象:6,237箇所)

③ 新制度における取扱い
「包括的・一元的な財政支援の仕組みの構築」といった基本原則と「多様な教育・保育のニーズに応えるための取組みを後退させない」という要請から、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されている預かり保育については、子ども・子育て支援事業の一時預かりに位置付ける事とされた。

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)(抄)

5 既存の財政措置との関係について

(2) 私立施設に対する機関補助(私学助成)について

○ 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの(預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地域子育て支援拠点)に位置付ける。
※現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。

43

(国の第2回子ども・子育て会議基準検討部会資料より)

③ 幼稚園の預かり保育の扱いについて

※幼稚園の「預かり保育」は、通常の教育時間の前後等に、希望者を対象に行われるもの。各都道府県が私学助成により経費の一部を補助。

※法案検討時の議論では、幼稚園に対する財政支援について、施設型給付以外も含めてできるだけ支援法の枠組みで行うべきとの強い指摘があり、預かり保育と類似の機能を有する「一時預かり事業」の中で取扱う方向で議論がなされたが、実態を十分踏まえた検討が必要。

※幼稚園の預かり保育は保護者の要請に応じて行うものであり、ニーズに応えるための事業として地域住民にメリットあり。確実に実施してもらうためには、どのような実施形態が適当か。

◆ 幼稚園の預かり保育は、幼稚園の標準教育時間と組み合わせられて利用されていることもあり、市町村事業である一時預かり事業として実施する場合は、施設型給付と同様、利用者の居住市町村が実施(補助)することが基本か。

○この場合、域外の複数の市町村の住民が利用している実態もあることから、複数の市町村の連携方策について今後検討。

○なお、関係市町村間で理解が得られる場合は、施設所在市町村が実施(非居住者の補助も行う)することも考えられるか。

(国の第3回子ども・子育て会議基準検討部会資料より)

実施園は参考資料3を参照

第 1 1 号 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業で、市が実施運営を委託。

	病児保育ルーム	病後児保育ルーム
実施場所	つぼみの子保育園病児保育ルーム	明和病院内病児保育ルーム
事業内容	急な病気やけがで、家庭や保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる事業	病気やけがの回復期で、家庭や保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる事業
対象年齢	生後 6 か月以降から小学校 3 年生まで	生後 57 日以降から小学校 3 年生まで
定員	一日 6 人	一日 2 人
利用条件等	<p>入院を必要としない病気やケガであること</p> <p>病気の急変の可能性が高い場合や、感染性の強い疾患の場合は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 ・水ぼうそう、風しんなどの感染症 ・ぜん息などの慢性疾患 ・骨折ややけどなどの外傷性疾患 	<p>病気やけがの回復期であること</p> <p>発熱（38 以上）、他の児童への感染の恐れのある場合は利用不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 ・水ぼうそう、風しんなどの感染症・ぜん息などの慢性疾患 ・骨折ややけどなどの外傷性疾患 <p>上記の範囲であり、かつ、回復期にあることが利用条件</p>
対象児童	<p>次のいずれにもあてはまる乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市に居住していること ・病気等で集団生活が困難で、病児・病後児保育ルームの利用を医師から許可されていること <p>（医療機関の受診が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭などの社会的理由で、家 	

	庭での保育が困難なこと	
利用時間	月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (必要に応じて7日間まで継続利用可) 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は利用不可	
費用	利用料...1日2,000円 (土曜日も同額。生活保護世帯は減免制度あり) 給食費...500円(弁当持参も可) 医療費...受診した場合は自己負担額実費等 (医師連絡票の作成費用は保護者負担)	
延べ利用者数 (平成24年度)	526人	202人

第 12 号 ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で子どもを預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援を目指すものです。「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行なう、会員制の組織で、市が相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの

対象	健康児：0歳～小学6年生 病児：生後6ヶ月～小学6年生	
会員	依頼会員	子どもを預けたい方 0歳から小学6年生までの子どもをお持ちの方 西宮市内在住または在勤者
	提供会員	西宮市内在住で、自宅で子どもが預かれる方 子どもに関する資格または、子育て経験のある心身ともに健康な方 センターの実施する「保育サポーター養成講座」を修了された方
	両方会員	提供と依頼のどちらも兼ねる方
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）、幼稚園の送り迎え ・ 学校の放課後、または留守家庭児童育成センター終了後の預かり ・ 保育所の休みの日の預かり ・ 病児の預かり（利用には、別途登録が必要です。） ・ 会員の用事の時の預かりなど育児支援のための預かり（例：沐浴援助、通院付き添い） 	
利用料金	曜日・時間	
	健康児	30分あたり料金
	病児	
	月～金 7～19時	400円
	土・日・祝日・年末年始 上記以外の時間	450円
	月～土 (土は右にプラス100円) (日・祝休業)	7～8時 600円 8～18時 500円 18時～19時 600円

実績	登録会員数（依頼・両方会員） 2,950人（H25.3.31） 登録会員数（提供・両方会員） 904人（H25.3.31） うち両方会員150人 活動回数 12,330回（平成24年度）
----	---

第13号 妊婦健康診査

(1) 法的根拠

法的根拠

- 母子保健法第13条で、市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定。

母子保健法（抄）

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

※ 母子保健法第13条第2項は、子ども・子育て支援法整備法で規定（未施行）

(2) 事務の性質

- 妊婦健診は、母子保健法上は実施主体である市町村の自治事務。そのため、事業の実施方法（実施回数、公費負担額等）については、各市町村の判断による。

※ 通知で、公費負担にあたって望ましい健診回数、実施時期及び標準検査項目を示している。（技術的助言）

(3) 公費負担

- 従来、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度※）の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において公費負担を拡充した。

※ 「必要な回数」とは、通知にて示している公費負担にあたって望ましい健診回数のこと。

◎国が示している妊婦健診の実施基準

- 母子保健課長通知（※）において、公費負担にあたって望ましい健診回数・実施時期、各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目及びそれ以外の各種の医学的検査の標準的な検査項目を例示している。

I. 妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ◆ 妊娠初期より妊娠23週（第6月末）まで : 4週間に1回
- ◆ 妊娠24週（第7月）より妊娠35週（第9月末）まで : 2週間に1回
- ◆ 妊娠36週（第10月）以降分娩まで : 1週間に1回

左記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度。

II. 検査項目

- 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
 - ①健康状態の把握（妊娠週数に応じた問診、診査等）
 - ②検査計測
 - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査

① 血液検査	妊娠初期に1回（血液型（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体）
	妊娠24週から35週までの間に1回（血算、血糖）
	妊娠36週以降に1回（血算）
	妊娠30週頃までに（HTLV-1抗体検査）
② 子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に1回
③ 超音波検査	妊娠23週までの間に2回
	妊娠24週から35週までの間に1回
	妊娠36週以降に1回実施
④ B群溶血性レンサ球菌（GBS）	妊娠24週から35週までの間に1回
⑤ 性器クラミジア	妊娠30週頃までに1回

※「妊婦健康診査の実施について」（平成21年2月27日付け産児母発第0227001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

16

（国の子ども・子育て会議第1、2、3回基準検討部会資料より）

西宮市の実施状況

対象者	西宮市に住民登録のある妊婦
助成回数	14回（1度の妊娠につき14回の助成。双子等の多胎は1度の妊娠として扱う。）
助成額	助成上限額 72,290円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ HTLV-1 抗体検査用券(1 枚)・・・上限 7,290 円/回 (消費税含む) ただし、HTLV-1 抗体検査を受けない場合は、上限 5,000 円 (消費税含む) ・ 通常券(13 枚)・・・上限 5,000 円/回 (消費税含む) <p>(健康保険適用外の自己負担額が対象。妊娠判定の費用や診察を省いた検査のみでの使用は対象外。)</p>
対象期間	西宮市民となった日から出産日までで、西宮市に住民登録のある期間
対象健診・検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧・体重測定等の基本健診 ・ 尿化学検査 ・ 血液検査 { 血液型 (ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体)、血算、血糖、梅毒血清反応、HBS 抗原、HCV 抗体等の検査 } ・ 超音波検査 ・ B 群溶血性レンサ球菌検査 (GBS) ・ クラミジア検査 ・ 風疹抗体検査 ・ サイトメガロウィルス抗原検査 (CMV) ・ 子宮頸部細胞診 (がん検査のみ) ・ HIV 抗体検査 ・ 膣分泌検査 ・ NST (ノンストレステスト) ・ トキソプラズマ抗体検査 ・ HTLV-1 抗体検査 (ヒト T 細胞白血病ウイルス-I 型) ・ その他、医師が必要と判断する検査等
助成対象外の健診・検査項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠判定 ・ 診察を省いた健診・検査 ・ お薬代 ・ 健康保険適用の健診・検査 ・ 入院中の妊婦健診 (自費診療の場合は対象とする) ・ 妊婦健診に該当しない健診・検査
平成 24 年度実績	<p>申請者数 5,035 人</p> <p>(参考)母子健康手帳交付件数 4,896 人</p> <p>助成金額 285,634,784 円</p> <p>受診助成券利用総数 55,646 件</p>

3 新規事業の子ども・子育て支援法第59条における定義

<p>利用者支援（1号）</p>	<p>子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業</p>
<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業（3号）</p>	<p>支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業</p>
<p>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（4号）</p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>

第3号、第4号については、国の子ども・子育て会議においても、検討されていない（「第3回基準検討部会において次回以降検討」とされている）